



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
735号 2018年11月27日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax：870-0335
 携帯：090-5587-7693
 Mail：sugimori@max.hi-ho.ne.jp

勤務時間の見える化・支払う化

教員の長時間勤務解消

第3回定例会一般質問 ③-C

杉森議員は9月6日、牛久市議会第3回定例会で、①公共交通、②介護保険、③教員の過労死水準の勤務時間、について一般質問しました。今号では③のCを掲載します。

学校閉庁日は？

【杉森議員の質問】 県教委は「勤務時間の適正化が急務」とし、学校閉庁日の設定など勤務環境の改善と、勤務時間の“見える化”による意識改革を柱に、教職員の働き方改革に本腰を入れています。県教委によれば、学校閉庁日は昨年度末で県内44市町村のうち8市村(18・1%)だったが、本年度から実施予定自治体は計35市町村(79・5%)に増えた。学校閉庁の期間は1週間程度、部活動は原則行わないとしています。本市の学校閉庁日の実施予定と期間を聞きます。

夏季・年末年始など

2018年第4回 牛久市議会定例会予定 (開会時刻はすべて10時)

12/6	木	開会、議案提案理由説明
12/10-12	月-水	一般質問
12/13	木	議案質疑、委員会付託
12/14	金	総務常任委員会
12/17	月	教育民生常任委員会
12/18	火	産業建設常任委員会
12/20	木	質疑・討論・採決、閉会

【教育部長の答弁】 学校閉庁日の実施については、学校における教職員の長時間勤務を是正する教職員の働き方改革の一環として、本年度においては平成30年8月13日(月)から16日(木)の4日間、教職員等の健康増進と休暇取得を推進する趣旨で実施しました。

県南地区の主な市町村の実施状況は、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町

などで実施されており、学校閉庁日となる日数は、各市町村によって異なりますが、5日前後が多いようです。学校閉庁日の具体的な実施日は、8月13日から16日の夏季期間以外に、11月13日の県民の日、年末の12月28日、年始の1月4日を学校閉庁日として実施している市町村もあります。市教育委員会としても、今後、これらの例を参考に拡充していきたいと考えています。

留守番電話は？

【杉森議員の質問】 一部の市町村では学校に留守番電話を設置する動きもみられるとありますが、牛久での進捗状況を聞きます。

本年8月に設置

【教育部長の答弁】 留守番電話の設置については、各小中学校の電話に留守番電話機能及び通話録音機能を平成30年8月中に設置しました。なお、運用開始にあたりましては、



留守番電話で受けた後のスムーズな緊急連絡体制が課題ですがそのためには**保護者の皆さまにも不要不急の連絡を控えるよう**ご理解いただくことが大切と考えています。

勤務時間の見える化は？

【杉森議員の質問】教職員の勤務時間管理を徹底するため、ICカードやバーコードなどで手軽に記録・集計できるシステムの構築も進む。昨年度までに25市町計132校(18・4%)で導入した、今後さらに拡大する見通しだ。

「勤務時間の“見える化”で時間管理の意識付けにつながる」(県教委)ことが期待されるとあるが、この面での進捗状況を確認します。

本年2月にタイムレコーダー

【教育部長の答弁】教職員の勤務時間の把握及び管理する目的で、2018年2月にタイムレコーダーを導入し、同年4月より稼働いたしました。出退勤時間を電子データで管理することが、勤務時間の見える化の第一歩と考えています。

「超勤4項目」の見直しは？

【杉森議員の質問】同時に、時間外勤務を認めない現行のいわゆる超勤4項目について、すでに文科省は「現実には、公立学校の教員は時間外において超勤4項目に該当しない業務についても多くの時間従事しているが、命令に基づかずに業務に従事しているため当該業務についての責任の所在が曖昧となり、学校として責任ある対応がとりづらい状況となっている。また、学校として必要な業務について管理職が時間外勤務を命令することができないため、組織的、一体的な学校運営を阻害している一面があることも否定できない。」と指摘し、現状にそぐわないものとして、見直しを提言していますが、牛久市はどうなっているのか質問します。

政令の見直しが必要

【教育部長の答弁】教員については原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、(1)校外実習その他生徒の実習に関

する業務、(2)修学旅行その他学校行事に関する業務、(3)教職員会議に関する業務、(4)非常災害等のやむを得ない場合の業務、の4項目に限定されています。(超勤4項目)。

超勤4項目は、「**公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令**」に記されており、市町村単位で見直しはできません。

牛久市では、教職員の長時間勤務を是正するため、各学校に必要な以上の文書配布、アンケート調査等、時間外で実施が予想される作業の削減に努めるとともに、関係各課、外部団体、県教委とも調整して学校負担の軽減に努めております。

「教職調整額」の見直しは？

【杉森議員の質問】勤務時間の見える化と共に、**時間外労働の不払いの改善**、いわば「支払う化」がもう一つ必要と考えますが、この面での進捗状況を伺います。文科省はすでに現行の教職調整額について、「恒常的な残業の実態については、時間外の勤務時間がどれだけ長くなるろうとも、**全員一律に給料に4パーセントの定率を乗じた額の教職調整額**が支給されているため、時間外勤務の抑制とならず、無定量の時間外勤務や実質的な給与の切り下げを招いているとの批判もある」と指摘し、現状にそぐわないものとして見直しを提言していますが、この問題での市教委としての見直しの進捗状況と見解を聞きます。

給特法の見直しが必要

【教育部長の答弁】報教職調整額の見直しにつきましては、超勤4項目の見直し同様に、「**公立の義務教育諸学校等の教諭等に対する教職調整額の支給等に関する特別措置法(給特法)**」に記されており、市町村単位で見直しはできません。教員は、時間外勤務手当を支給しない代わりに、給料月額に4パーセントに相当する教職調整額が茨城県からの予算により、支給されています。また、現状として超勤4項目に対応する形で、修学旅行の引率や部活動の指導などで、教職員に対して実際に手当てが支払われています。